

北九州市における宿泊税導入の検討に関するアンケート調査票

このアンケート調査結果は、北九州市における宿泊税導入に関する検討にのみ使用し、他の目的には使用いたしません。また、集計資料等公表することがございますが、個々の回答者が判別できるような表現はいたしませんので、ご安心ください。

*返送（投函）期限は令和元年6月30日（日）までとなっております。期日までの回答及び投函にご協力をお願いします。

【重要：回答をされる前に必ずお読みください】

- ・福岡県では、福岡市を除く福岡県全域（北九州市を含む）において、観光振興の財源とするため、県税として宿泊者に対し、一律200円の宿泊税を課する条例案が6月の県議会に提出されています。（市町村交付分100円、県主体事業分100円）
- ・一方、福岡市域では、広域観光に資するゲートウェイ整備等、一部事業が県と重複することから、県との合意により、双方の合計税額を原則200円とし、福岡市が150円、福岡県が50円を課する条例案が6月の市議会に提出されています。
- ・ついては、福岡市と同様のゲートウェイ機能を有する本市においても、福岡市の税率（150円）を前提とし、本市独自の課税について検討することとなりました。

1. 貴施設について伺います。（旅行者の方は、この設問には回答不要です）

(1) 貴施設の種別について教えてください。

1. ホテル 2. 旅館 3. 簡易宿泊所（ゲストハウス含む） 4. その他

(2) 貴施設の規模（客室数）について教えてください。

1. 10室未満 2. 10～30室未満 3. 30～50室未満 4. 50～100室未満
5. 100室以上

(3) 貴施設における下表の宿泊料金区分に該当する部屋の有無についてお答えください。また、可能な範囲で宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数について教えてください。

※ 宿泊料金につきましては、年間若しくは月平均など把握できる範囲でお答えいただきますと幸いです。

※ 数字がすぐにわからない場合は、この設問については後日の回答で差し支えありません。

宿泊料金 (1人1泊あたり)	左記料金に該当する 部屋の有無(○又は×)	延べ宿泊者数 (H30年度)
7,000円未満		名
7,000円以上10,000円未満		名
10,000円以上15,000円未満		名
15,000円以上20,000円未満		名
20,000円以上		名

2. 本市の周遊観光における位置づけについて伺います。

(1) 本市の周遊観光の位置づけについてどう思いますか。

1. 福岡市と同じく、周遊観光ルートの起点、拠点となっている。
2. 福岡市を起点とした周遊観光ルートの一部である。
3. わからない

3. 宿泊税を導入した場合の影響について伺います。

(1) 宿泊税を導入した場合、宿泊者数などに影響があると思いますか。

1. ほとんど影響はない
2. 税を財源として観光施策の充実が図られれば影響はない
3. 影響がある
4. わからない／何ともいえない

※「3. 影響がある」と答えた方はその理由を教えてください。

4. 宿泊税の本市の独自課税の導入について伺います。

(1) 北九州市が宿泊税を導入することについてどう思いますか。

1. 北九州市が課税（市税と県税あわせて200円）する方がよい
2. 福岡県が課税（県税として200円）する方がよい
3. わからない／何ともいえない

※「1 北九州市が課税するほうがよい」と答えた方は下記から理由を教えてください。
(番号を○で囲んでください。いくつ選んでも構いません。) なお、回答にあたっては、次のページの設問「5. 宿泊税の使い道について伺います。」を参照のうえ回答してください。

1. 同じ政令市で対応が違うのはおかしい
2. 福岡市と同じように、空港、新幹線停車駅など観光の起点と大きな役割がある
3. 北九州市で課税した宿泊税は、北九州市の観光振興施策や広域観光機能の充実と一体となった使い方がよい
4. わからない
5. その他 ()

※「2. 福岡県が課税する方がよい」と答えた方はその理由を教えてください。

(2) 他都市の宿泊税においては、下表のとおり宿泊料金により税率（税額）が異なる仕組みとなっています。このことについて、ご意見をお聞かせください。

	福岡市（条例案）	金沢市	京都市
税率 (税額)	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が
	①2万円未満 200円	①2万円未満 200円	①2万円未満 200円
	②2万円以上 500円	②2万円以上 500円	②2万円以上5万円未満 500円
			③5万円以上 1,000円

1. 宿泊料金により区分を設けない方がよい
2. 宿泊料金により区分があっても差し支えない
3. わからない／何ともいえない

※上記を選択した理由を教えてください。

5. 宿泊税の使い道について伺います。

(1) 宿泊税の使い道として望ましいと思うものを教えてください。(番号を○で囲んでください。いくつ選んでも構いません。)

1. 港湾や空港の整備
2. 宿泊助成の拡充
3. 宿泊施設、観光事業者へのインバウンド対応等支援（バリアフリー、トイレ洋式化、キャッシュレス対応等への補助）
4. 観光PRや観光案内所の機能強化
5. 街中や観光地での多言語案内の整備
6. 観光地等の公衆トイレの整備（洋式化やバリアフリー化）
7. 市内外への観光客の回遊性向上のための取組み
8. MICE 施設の充実、大規模 MICE の誘致
9. 世界遺産「官営八幡製鐵所関連施設」等の活用
10. 空港利用者の利便性（アクセス性）等の向上
11. クルーズ船受け入れ環境・おもてなしイベント等の充実
12. その他

()

*MICE とは…

Meeting（企業等の会議）、Incentive travel（企業等の行う報奨・研修旅行）Convention（国際機関・団体・学会等が行う国際会議）、Exhibition/Event（展示会・見本市、イベント）の頭文字のことで、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称です。

－ 裏面にも質問がございます。 －

6. 回答頂いた方について教えてください。

回答頂きました内容について、疑義等がございましたら問い合わせさせて頂くことがございます。

お手数ですが、貴施設名、御担当者名、連絡先電話番号を教えてください。

なお、問い合わせは調査受託機関から差し上げることもございますので、予めご了承ください。

貴施設名 (※)	
御担当者名	
連絡先 (電話番号)	

※民泊事業者の方は代表者名を、旅行業者の方は貴社名をご記入ください。